

2021年3月23日  
ネオファーマジャパン株式会社

## SBI ファーマ株式会社に許諾されている 5-アミノレブリン酸 (5-ALA)

### 特許及び模倣品に関する注意喚起についてのお知らせ

#### 1. 当社グループも自ら 5-ALA に関する特許を適法に実施して商品の製造販売等を行っています

5-ALA 及びその製造方法等に関する特許権（以下「対象特許」といいます。）については、2015年10月1日、吸収分割によりコスモ石油株式会社（以下「コスモ石油」といいます。）から 5-ALA 事業を承継した neo ALA 株式会社（以下「neo ALA」といいます。）が保有しております。

当社は、neo ALA から通常実施権を適法に付与され、現在も、5-ALA の製造・販売事業、5-ALA を用いた新薬開発事業、肥料・飼料事業、化粧品事業、さらには 5-ALA の有用性に着目した健康食品の製造・販売、等を適法に営んでおります。

一方、SBI ファーマ株式会社（以下「SBI ファーマ」といいます。）も、対象特許について、コスモ石油から独占的通常実施権を付与され、現在も、5-ALA を活用・応用した事業を営んでおりますが、当社グループ（当社及び neoALA）が上記事業を営んでいることとは、適法に両立するものであります。

この点、SBI ファーマ及び同社の親会社である SBI ホールディングス株式会社が 2015年1月16日付けで発表した「コスモ石油との特許実施許諾契約締結のお知らせ」と題するリリース<sup>※1</sup>において、対象特許について、SBI ファーマと当時の特許権者であるコスモ石油が「独占的実施許諾に関する契約」を締結したと記載されていることから、SBI ファーマが専用実施権<sup>※2</sup>を付与されているのではないかと、当社グループにおいては対象特許を適法に実施することはできないのではないかとのお問合せが、複数入っております。

そこで、改めて、neo ALA（当時のコスモ石油）が SBI ファーマに付与したのは独占的通常実施権であり、専用実施権ではないこと及び、neo ALA が当社に対して通常実施権を付与していることを法的に妨げるものではないことを、念のため、お知らせいたします。

※1: <https://www.sbipharma.co.jp/news/news/20150116/>

※2:専用実施権とは、設定行為で定めた範囲内で、特許発明を独占的に実施することができる権利であり（特許法 77 条）、専用実施権を設定した場合、その設定の範囲内については専用実施権者の許諾がない限り、特許権者も特許発明を実施することができなくなります（特許法 68 条ただし書）。これに対し、独占的通常実施権は特許法に基づくものではなく、契約に基づくものであるため、当社グループも、対象特許を適法に実施することはできません。

## 2. 模倣品についての注意の呼びかけ

このように、現在、5-ALA を用いた商品の製造販売等を適法に行っているのは、当社グループ及び SBI ファーマのみであります。最近、両社が製造・販売したものではありません。模倣品が流通しているという報告を、複数受けております。消費者その他関係者の皆様におかれましては、模倣品について十分に御注意いただきますようお願い申し上げます。

<上記に関するお問い合わせ先>

ネオファーマジャパン株式会社（千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グランブルーム 4 階）

TEL（代表） 03-6261-6940

E-mail : [info@neopharmajp.com](mailto:info@neopharmajp.com)